



# 新しい非居住者債券所得 非課税制度について

金融庁 総務企画局  
政策課 金融税制室

# 新しい非居住者債券所得非課税制度の概要

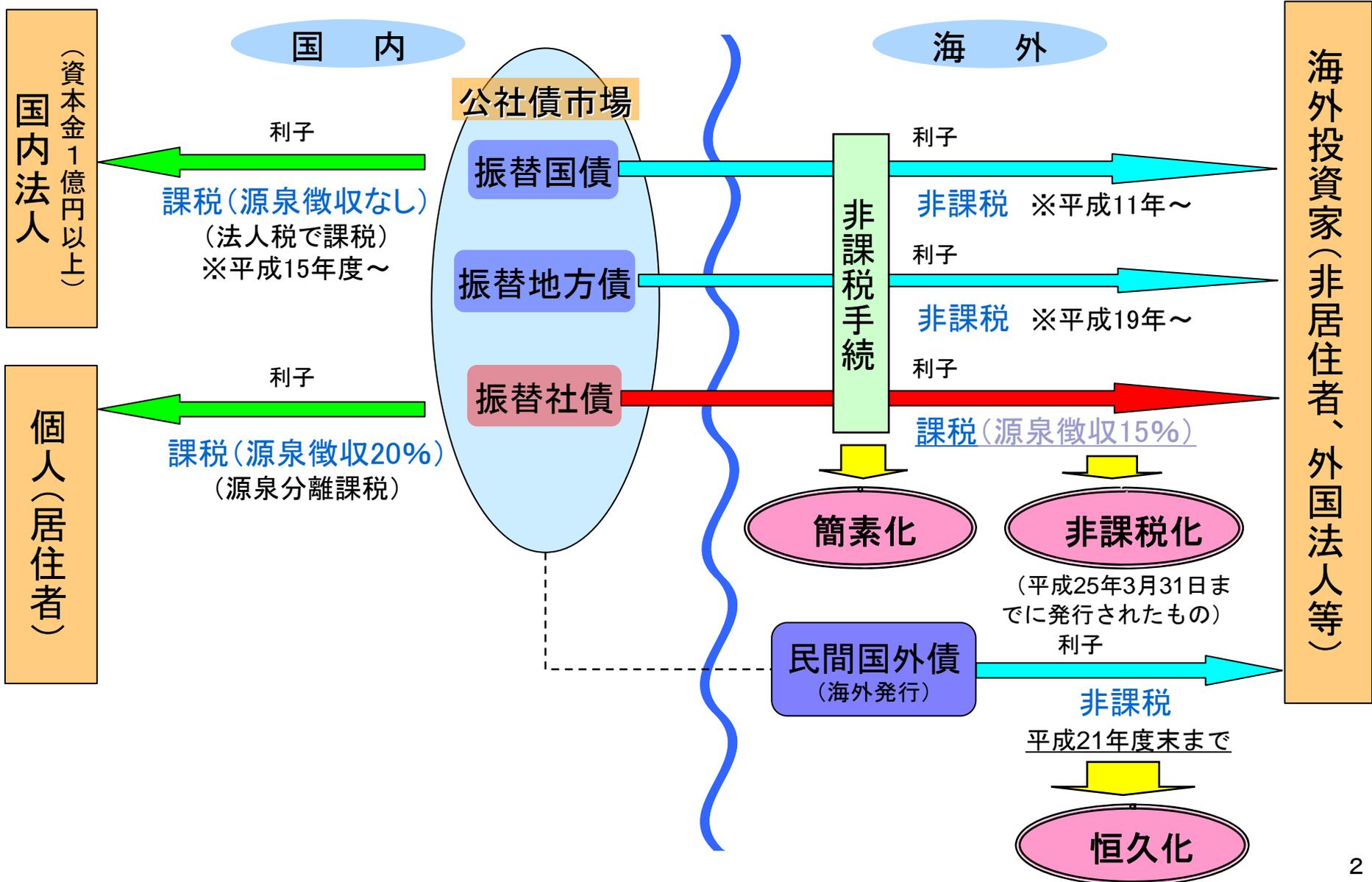
## <平成22年度税制改正前の制度の概要>

- 非居住者等が受ける振替国債及び振替地方債の利子については、一定の手続要件を満たせば非課税とされてきました。しかし、非居住者等が受ける振替社債等の利子については、原則15%の税率により源泉徴収課税がなされてきました。
- 非課税制度の適用を受けるための手続としては、例えば、非課税制度の適用を受けようとする振替国債及び振替地方債の発行者ごとに、その所轄税務署長に非課税適用申告書を提出することとされるなど、実務的に煩雑な手続が定められていました。

## <平成22年度税制改正の概要>

- 非課税対象債券の範囲拡大:  
非居住者等が受ける振替社債等(平成25年3月31日までに発行されたもの)の利子及び償還差益についても、一定の手続要件を満たせば非課税とされることになりました。ただし、振替社債等のうち利益連動債の利子及び償還差益、並びに、発行者の特殊関係者が受ける振替社債等の利子及び償還差益については、非課税制度の対象外です。
- 非課税手続の簡素化:  
非課税制度の適用を受けるための手続が、大幅に簡素化されました。
- 非課税対象者の範囲拡大:  
非課税制度の適用を受ける者(適格外国証券投資信託)の範囲が拡大されました。

# 公社債利子に関する税制改正の概要



# 非課税対象債券の範囲拡大

振替国債及び振替地方債に加え、非居住者等が受ける振替社債等（平成25年3月31日までに発行されたもの）の利子及び償還差益についても、一定の手続要件を満たせば原則として非課税とされることになりました。

## ■ 振替社債等：

新たに非課税対象とされる振替社債等には、振替制度において取り扱われる社債、財投機関債、投資法人債、特定社債、サムライ債、CB（転換社債型新株予約権付社債）及びCP（短期社債）など（平成25年3月31日までに発行されたもの）が含まれます。

## ■ 償還差益：

非課税とされる償還差益とは、その償還により受ける金額（償還価額）がその取得価額を超える場合におけるその差益をいいます。

## ■ 例外：

振替社債等のうち利益連動債の利子及び償還差益、並びに、発行者の特殊関係者が受ける振替社債等の利子及び償還差益については、非課税制度の対象外です。

## ■ 適用時期：

平成22年6月1日以後にその計算期間が開始する振替社債等の利子及び同日以後に取得する振替社債等の償還差益が非課税とされることとなります。なお、CPについては、同日以後に発行されるものの償還差益が非課税とされることとなります。

## 非課税制度の対象外とされる場合

### 利益連動債

- 振替社債等のうち利益連動債の利子及び償還差益については、非課税制度の対象外。
- 利益連動債：振替社債等のうち、その利子の額が当該振替社債等の発行者等（発行者又は当該発行者の特殊関係者）に関する政令で定める指標を基礎として算定されるもの
- 政令で定める指標：
  1. 振替社債等の発行者等の事業に係る利益の額又は売上金額、収入金額その他の収益の額
  2. 振替社債等の発行者等が保有する資産の価額
  3. 振替社債等の発行者等が支払う剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配その他これらに類するものの額

### 特殊関係者

- 発行者の特殊関係者（発行者との間に政令で定める特殊の関係のある者）が受ける振替社債等の利子及び償還差益については、非課税制度の対象外。
- 政令で定める特殊の関係のある者：
  1. 発行者と他の者との間にいずれか一方の者が他方の者を直接又は間接に支配する関係がある場合における当該他の者
  2. 発行者と他の者との間に同一の者が当該発行をする者及び当該他の者を直接又は間接に支配する関係がある場合における当該他の者
- 直接又は間接に支配する関係：他の会社の株式等・議決権・構成員の50%超を有する関係（曾孫会社まで）

# 非課税手続の簡素化

非課税制度の適用を受けるための手続については、次のように簡素化されました。

## ■ 非課税適用申告書：

非居住者等は、非課税制度の適用を受けようとする債券ごとに、その発行者の所轄税務署長に非課税適用申告書を提出するのではなく、関連する国内の口座管理機関の所轄税務署長に非課税適用申告書を提出すれば足りることになります。

(注)非居住者等が非課税制度の適用を受けるために作成することが必要とされていた所有期間明細書は、一定の手続要件を満たせば作成不要になります。

## ■ 適格外国仲介業者(QFI)の承認手続：

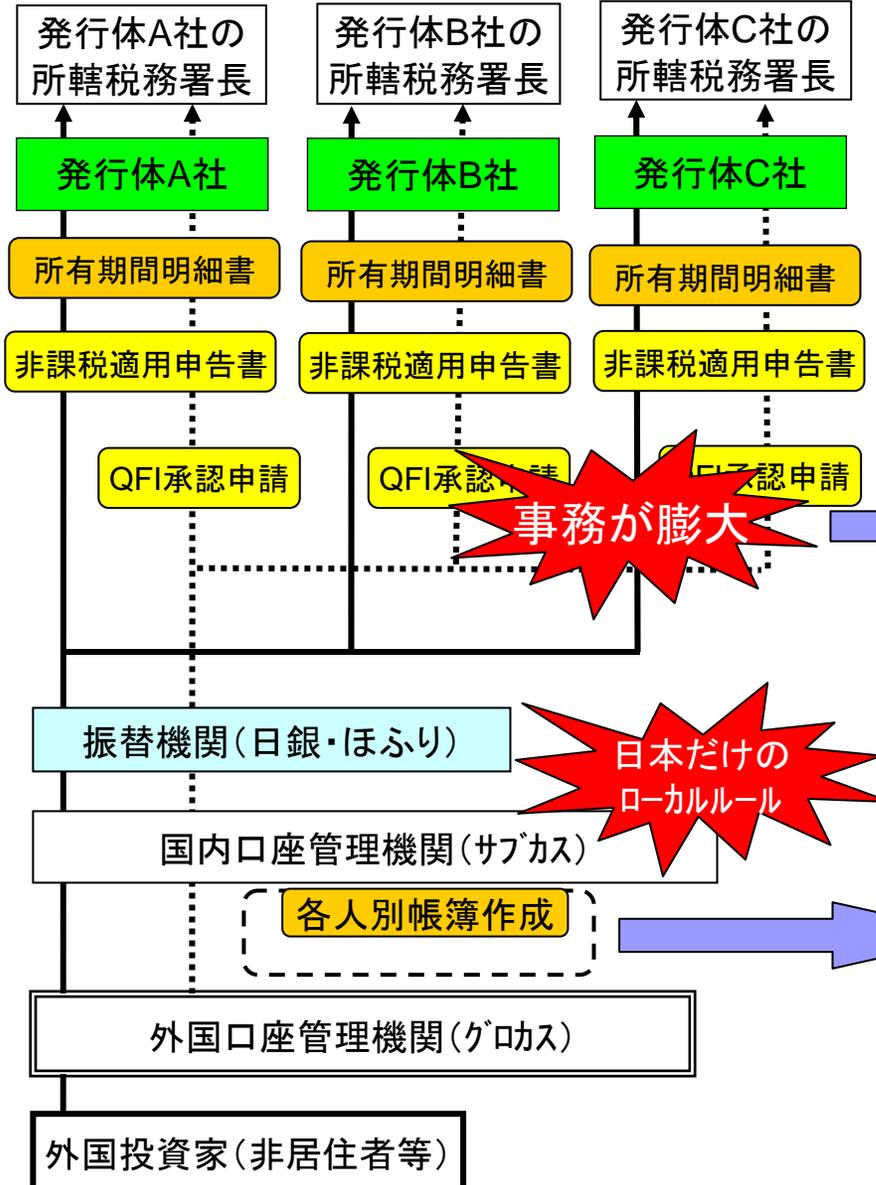
外国の口座管理機関は、適格外国仲介業者になろうとする債券ごとに、その発行者の所轄税務署長に適格外国仲介業者の承認申請をするのではなく、国税庁長官に適格外国仲介業者の承認申請をすれば足りることになります。

(注)非居住者等が非課税制度の適用を受けるためには、適格外国仲介業者(日本の税務当局の承認を受けた外国の口座管理機関)を通じて振替公社債等を購入することが原則として必要です。

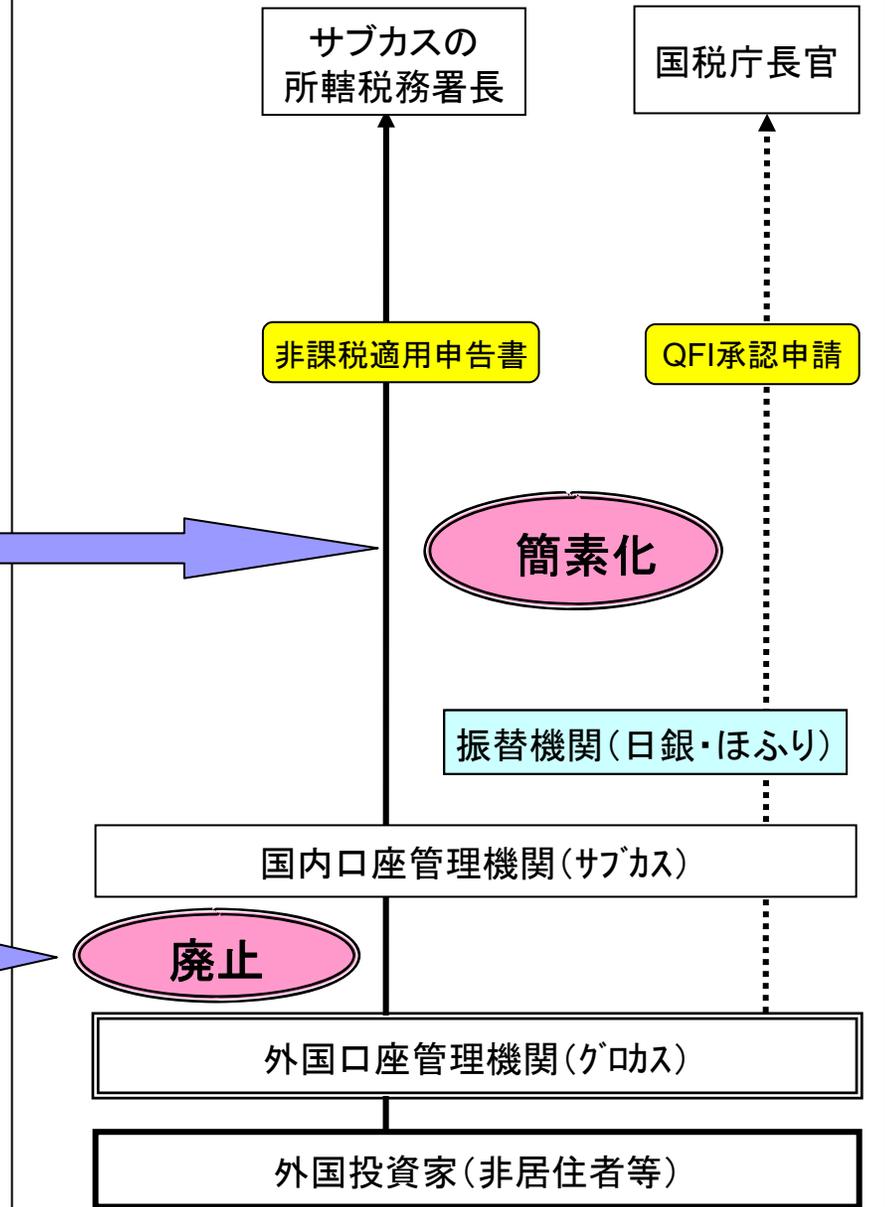
## ■ 各人別帳簿の廃止：

現在、国内の口座管理機関が作成している各人別帳簿(非課税制度の適用を受ける非居住者等の名称・住所等を記載する帳簿)は、一定の手続要件を満たせば作成不要になります。

# 煩雑な現行制度



# 簡素な新制度

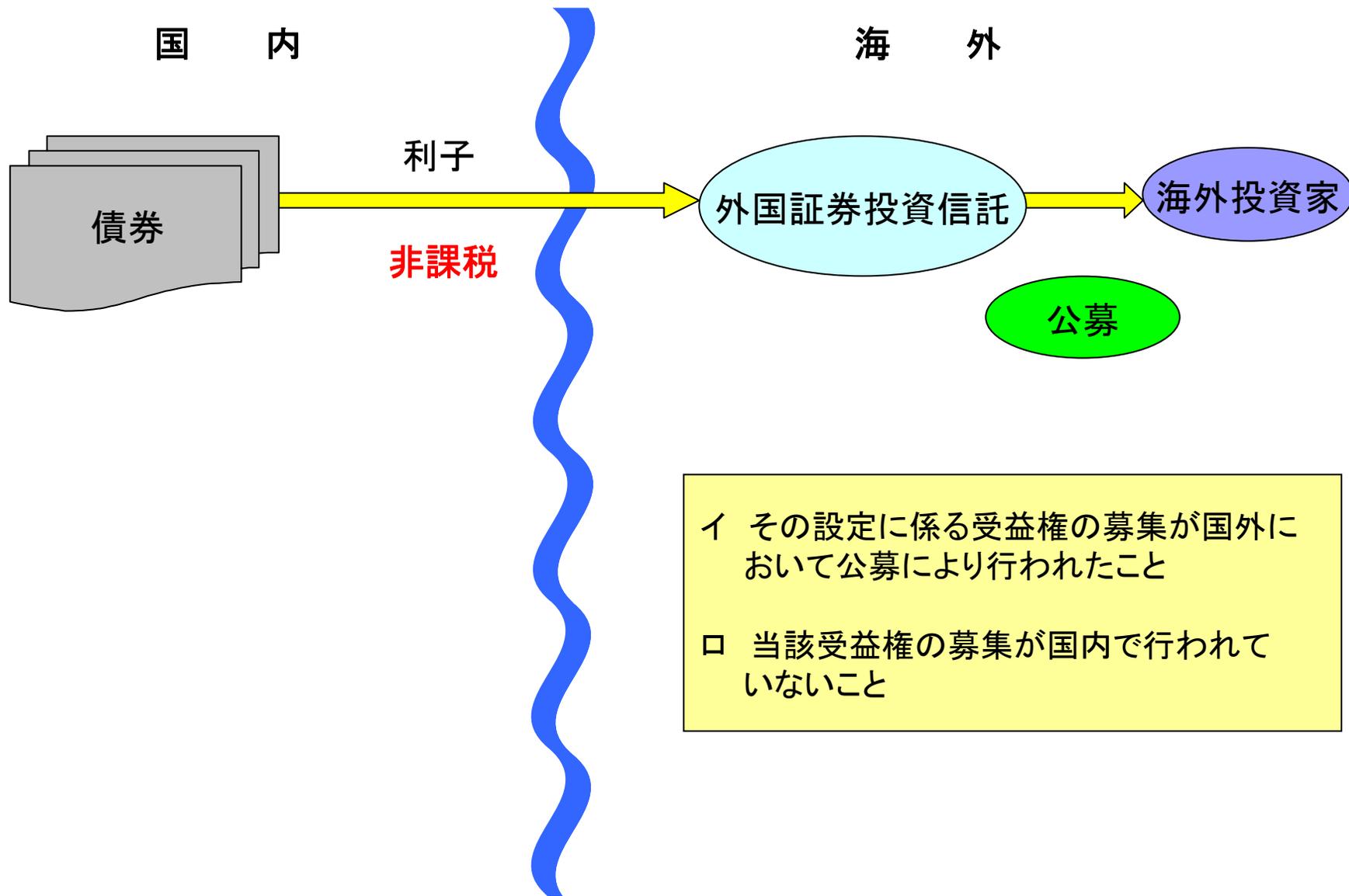


# 非課税対象者の範囲拡大

非居住者又は外国法人は、一定の手続要件を満たせば原則として非課税制度の適用を受けることができます。但し、非居住者又は外国法人が外国投資信託の受託者である場合は、当該外国投資信託の信託財産につき支払を受ける振替公社債等の利子については、当該外国投資信託が適格外国証券投資信託である場合に限り非課税制度の適用を受けることができます。

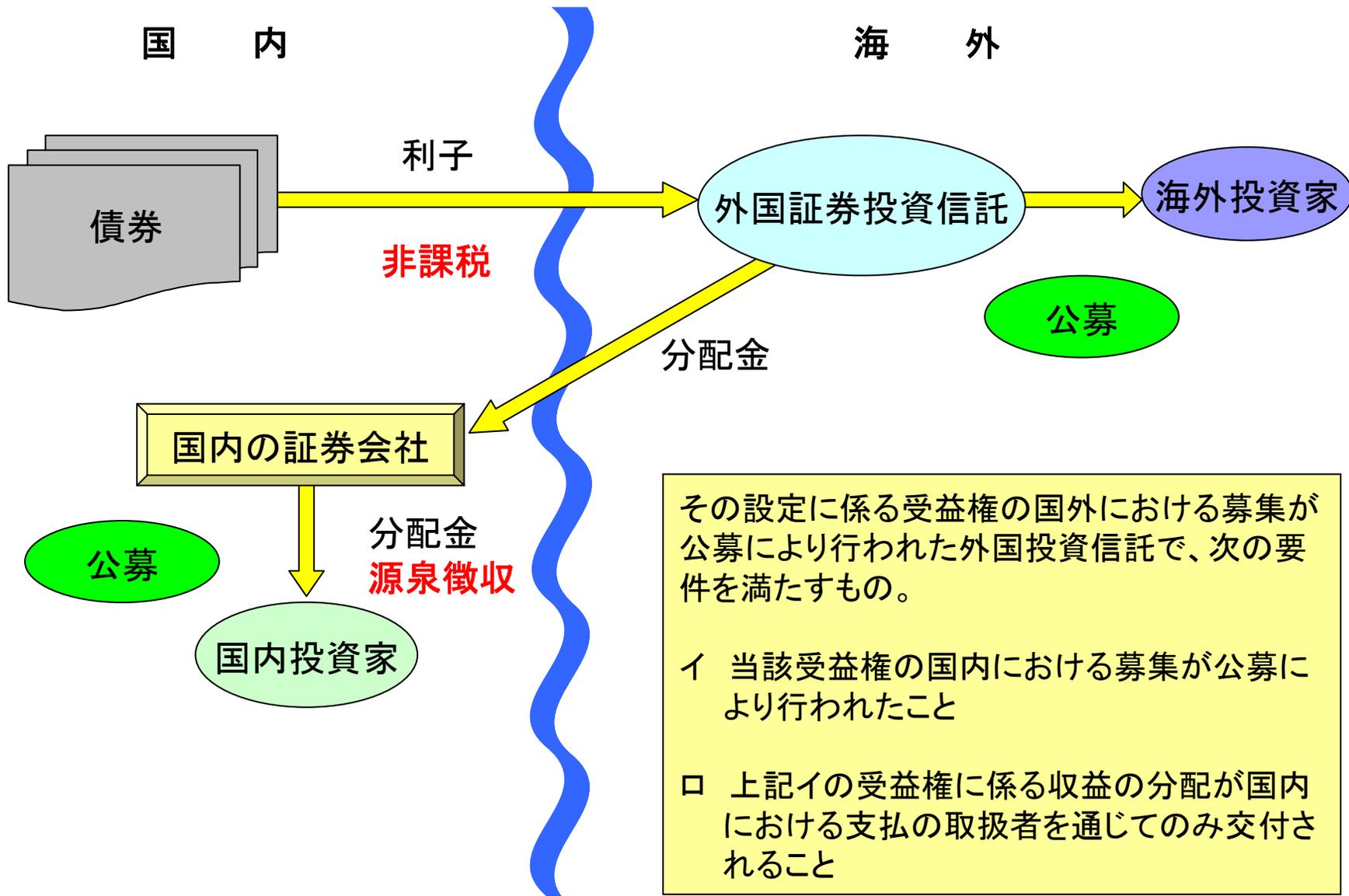
- 平成22年度税制改正前においては、適格外国証券投資信託は、以下の全ての要件を満たす外国投資信託(証券投資信託又は公社債等運用投資信託)に限定されていました。
  - イ その設定に係る受益権の募集が国外において公募により行われたこと。
  - ロ 当該受益権の募集が国内で行われていないこと。
  
- 平成22年度税制改正後は、次の外国投資信託(証券投資信託又は公社債等運用投資信託)も適格外国証券投資信託とされることとなります。
  1. その設定に係る受益権の国外における募集が公募により行われた外国投資信託で、次の要件を満たすもの
    - イ 当該受益権の国内における募集が公募により行われたこと
    - ロ 上記イの受益権に係る収益の分配が国内における支払の取扱者を通じてのみ交付されること
  2. その設定に係る受益権が、他の適格外国証券投資信託の信託財産として取得された外国投資信託

# 平成22年度税制改正前の適格外国証券投資信託



- イ その設定に係る受益権の募集が国外において公募により行われたこと
- ロ 当該受益権の募集が国内で行われていないこと

# 適格外国証券投資信託の範囲拡大(1)



## 適格外国証券投資信託の範囲拡大(2)

